店頭暗号資産証拠金取引に係るご注意

- ○本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となって いる店頭デリバティブ取引に該当する店頭暗号資産証拠金取引であ るため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘は できない取引です。(注 1)
 - ※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分にご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社 カスタマーサービス(0120-637-104)までお申し出ください。なお、 お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における 苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

- (注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。
 - ・ 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
 - ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残 高をお持ちのお客様の場合
- (注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決 しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続き をいいます。